

広島県告示第五百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成三十年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	橋田 光正	主たる事務所 の 所 在 地	廿日市市新宮一丁目二番二六号
事業者の 名 称	橋田歯科医院	事務所 の 所 在 地	廿日市市新宮一丁目二番二六号
事業者の 名 称	ホンマチ調剤薬局	事務所 の 所 在 地	廿日市市本町七番三六号
		指定年月日	平成三〇年四月一日
株式会社ドラ ッグしみず		事務所 の 所 在 地	廿日市市串戸三丁目二一番二号
		指定年月日	平成三〇年二月一日